

# 愛の福祉事業振興補助金交付基準

## 【基本事項】

1. 愛の福祉事業振興補助金の交付対象は、長崎県愛の福祉事業振興補助金実施要綱第2条第1項各号に規定する以下の事業に要する経費とし、別表のとおりとする。

- (1) 障害者及び障害児の自立更生のための援助事業
- (2) 地域福祉活動の向上に寄与すると認められる事業
- (3) 県民の社会福祉意識の高揚に寄与すると認められる事業
- (4) その他知事が、福祉振興のため特に必要と認める事業

2. 1に掲げる事業であっても、次のいずれかに該当する場合は補助しない。

- (1) 国・地方公共団体・民間団体からの助成(寄付金は含まない。)を受けて実施する事業に要する経費
- (2) 団体等の運営に要する経常経費(事務機器等の購入、施設補修等含む。)

### 3. その他注意すべき事項

- (1) 補助金は千円単位とし、端数は切捨てる。
- (2) 実績報告書により精算するが、その場合追加補助は行わない。
- (3) 補助金総額は予算の範囲内とする。補助金申請総額が予算の範囲を超えた場合は交付基準における補助率及び補助額の調整を行う。
- (4) 1団体への補助金限度額は450,000円とする。
- (5) この補助金を受けて行う事業及び購入した物件については、愛の福祉基金からの補助金であることを明示しなければならない。
- (6) 事業の経費に対する補助金の配分を変更する場合及び補助事業の内容を変更する場合並びに補助事業を中止、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。  
なお、承認を受けずに実施された事業は、補助の対象としない。
- (7) 移動手段は後述の(8)～(9)に挙げるものを除き、原則公共交通機関を利用するものとする。
- (8) 療育キャンプ、ドライブハイキング等においては、借上げ車(貸し切りバス等)の利用を認める。
- (9) 身体に障害があり移動が困難な場合及び離島等の公共交通機関の便が悪い地域での移動においては、自家用車及び借上げ車(タクシー等)の利用を認める。ただし、補助対象は出発地から目的地までの最短経路とし、目的外の経由は対象外とする。
- (10) 補助事業実施にあたり要した経費については、領収書・受領書等を徴し、保管しなければならない。領収書・受領書等の支出(支払)を証明する書類がない場合は、後述の(11)～(12)に掲げるものを除き、原則補助の対象としない。
- (11) 公共交通機関(路線バス、路面電車等)による移動において領収書を徴することが困難な場合は、利用者の氏名、住所(利用者又は所属する団体の住所)、利用した日付、乗降の場所(バス停、電停)及び運賃を明記した書面に利用者及び所属する団体が押印したもの(バス会社等が発行している運賃表またはインターネット等で調べた資料を添付すること)をもって領収書に代えることができる。
- (12) 身体に障害があり移動が困難な場合、公共交通機関の便が悪い地域での自家用車による移動の場合は、利用者の氏名、出発地(利用者又は所属する団体の住所)、目的地、同乗者がいる場合は同乗者を明記した書面に利用者及び所属する団体が押印したもの(インターネット等で調べた出発地から目的地までの最短距離を調べた資料を添付すること)をもって領収書に代えることができる。  
また、自家用車を利用する場合には、申請時に自家用車を使用しようとする者の氏名と理由を明記すること。(申請時に提出がない者については補助の対象としない。)
- (13) 研修会・講習会参加を申請する団体において、研修会に参加する者は、個人で研修会についての報告書を提出するものとする。
- (14) この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。

【別表】

基本事項1.	主な対象事業	対象経費	対象外経費	補助率・補助額	
(1)	(a) 研修会、講習会等	泊付 宿泊費(注①) 交通費(注②)	保護者・家族の 宿泊費、交通費	参加者1名につき1泊分のみ ①九州内4,000円以内(沖縄を除く) ②①以外6,000円以内	
		日帰り 交通費		①公共交通機関利用の場合50%以内 ②自家用車利用の場合 注② ①、②ともに上限1名につき九州内4,000円以内 (沖縄を除く)、沖縄・九州外6,000円以内	
	(b) 主催する大会・研修会 (注③)	会場費 (冷暖房費等除く)		75%以内	
		講師招請経費 (謝金、旅費)		50%以内	
	(c) 療育キャンプ等	泊付 交通費(注②) (障害者本人、ボランティア)		50%以内	キャンパス場、自然の家等 (宿泊費を徴収しない施設) 50%以内
		泊付 宿泊費 交通費(注②) (障害者本人、ボランティア)			参加者 1名1泊 分のみ 国民宿舎等 8,000円以内 (交通費を含む)
日帰り 交通費(注②) (障害者本人、ボランティア)		50%以内			
		講師招請経費 (謝金、旅費)	50%以内		
(d)	(a)～(c)に示す対象経費の他、特に必要と認められる経費は別途査定する。 ただし入場料・保険料は対象としない。				
(e)	その他の援助事業については、その事業の目的、性格に応じて判定する。				
(2)	ボランティア活動等を通じて 地域福祉の発展向上に貢献していると 認められる事業	左記事業に要する経費	施設改修費や 事務機器 (パソコン等)・ 事務用品等、 運営費に なりうる経費	75%以内	
(3)	啓発活動等広く一般県民の 社会福祉意識の高揚に寄与すると 認められる事業	左記事業に要する経費	自らの宣伝費 及び団体の 組織強化経費	75%以内	
		在宅障害者を対象とする ドライブハイキング等に 要する経費 (交通費主体)		50%以内	
(4)	知事が、福祉振興のため特に必要と 認める事業	点訳、音訳、要約筆記 奉仕等のための機材等 の購入経費	パソコン本体及び 周辺機器以外 の消耗品等	50%以内(注④)	

※注①・宿泊をしたが宿泊費が発生しない場合は、日帰りの基準を適用するものとする。また宿泊費のみで交通費が発生しない場合は、  
宿泊費(上限2,000円)の補助とする。

注②・自家用車の利用が認められる場合の補助割合は、長崎県の旅費規程に準じ算定した額の50%以内とする。  
(算定方法:最短距離(km)×25円/1km×50%)

なお、全路程を通算して計算し、1km未満の端数は切り捨てる。

注③・共催で実施する場合においても、一大会・一研修について補助限度額は450,000円とする。

なお、大会・研修会を主催する場合は、主催する大会・研修会において補助金を使用していることを周知し、長崎県愛の福祉基金の  
寄付への協力(主催する大会・研修会において基金箱を設置する等)を行うことを条件とする。

注④・物品購入の申請があった場合は、その事業の目的、効果について検討し補助の対象に適合するか判断する。

・過去に愛の福祉基金の助成を受け、購入した機材の買換えにおいては原則として耐用年数(4～5年)経過し、故障等により使用不  
能となった機材を対象とする。このため、補助金により調達した物品については、補助金(助成)機器管理台帳を整備し、適切な管  
理を行うことを条件とする。

・物品の調達にあたっては、もっとも有効かつ経済的な方法を検討し、申請書には、2社からの見積書の写しを添付すること。